法人向けインターネットバンキング（ＷＥＢ－ＦＢ）の不正送金に関する被害補償について

お客様に本サービスを安心してご利用いただけるよう、ＷＥＢ－ＦＢサービス
の不正利用の被害補償を下記のとおり開始いたします。

１．補償開始日

平成 26 年 12 月 1 日より

２．補償金額

上限 1000 万円（１口座あたり）

３．補償する損害

お客さまの個人情報または端末機が盗取、詐取もしくは横領（以下「盗難」といいます。）され、または紛失し、かつ、保険期間中に他人に不正利用された場合、および、口座名義人（口座名義人からの指示によりインターネットバンキングサービスを利用する者を含みます。以下本項において同様とします。）がインターネットバンキングサービスを利用する目的で行った端末機の操作の結果が顧客情報を盗難されることなく他人に不正に使用され、口座名義人が意図しない取引が発生した場合に、被保険者である口座名義人が被る被害に対して保険金をお支払いします。ただし、被保険者より顧客情報または端末機が盗難にあい、または紛失した旨の通知を口座発行者が受理した日（以下「受理日」といいます。）の 30 日前以降、受理日までの 31 日間（以下この期間を「保証期間」といいます。）に行われた不正使用による損害に限ります。

４．補償対象とならない主な場合

(1) お客さまの個人情報または端末機がお客さまに到達する前に生じた個人情報もしくは端末機の盗難または紛失

(2) 他人に強要されたインターネットバンキングの不正使用

(3) 端末機および通信媒体が正常な機能を発揮しない状態で行なわれた使用

(4) お客さまの故意または重大な過失による損害

①盗難にあったお客様カードに利用者登録パスワードを記載していたために不正利用された。

②他人にインターネットバンキングに必要な情報を教えていたために不正利用された等。

(5) 家族、同居人または留守人が自ら行いまたは加担した損害

(6) 使用人による不正行為による損害

(7) 戦争・変乱または地震・噴火に基づく著しい秩序の混乱に乗じてなされた行為による損害

(8) 警察に被害届を出さない場合

(9) クレジットカード盗難保険普通保険約款に規定する保険金を支払わない場合に規定する損害

身に覚えのないお取引にお気づきの場合はお取引店へご連絡ください。